

平成18年4月1日から社会教育関連施設の 使用料・減免規定・休館日などが変わります。

公民館・生活改善センター

使用料(単位:円/1時間)			
施設名	室名	9時~	17時~
		17時	21時30分
中央公民館	全室	300	500
上浦幌公民館	大集会室	1,000	2,000
	上記以外	200	400
吉野公民館	大研修室	1,000	2,000
	上記以外	200	400
厚内公民館	大研修室	1,000	2,000
	上記以外	200	400
生活改善センター	町民集会室	1,500	2,000
	上記以外	300	500

2日間にわたり葬儀及び告別式等で使用する場合は、夏期間一律25,000円、冬期間一律32,500円とします。

閉館時間

21時30分(現行22時)

休館日

●土曜日 ●日曜日 ●年末年始 ●国民の祝日に関する法律に規定する休日(月曜日は開館) ※イベント等の場合は、臨時開館可能です。

中央公民館の使用

清掃、消灯、施錠等必要な措置をし、鍵を所定の場所に返還してください。

総合スポーツセンター

使用料(単位:円)		
項目	現行	改定後
1日券	100	200
回数券	1,000	2,000

休館日

- 日曜日
 - 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - 年末年始
- ※1) 大会等の場合は、臨時開館可能です。
※2) 各団体主催の大会等の開催時刻は、午前9時からとします。なお、特別な事情がある場合は、利用者と相談のうえ決定します。



スイミングプール

項目	使用料(単位:円)					
	小・中学生		高校生		一般	
	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
1日券	100	200	200	300	300	500
回数券	500	1,000	1,000	1,500	1,500	2,500
1か月券	800	2,000	1,600	3,000	2,400	5,000
シーズン券	2,000	3,000	4,000	4,500	6,000	7,500

施設の減免基準

減免基準		
減免事由	現行	改定後
町及び教育委員会等行政機関が主催して使用する場合	免除	免除
町内の学校が主催して使用する場合		
町内在住の児童、生徒が使用する場合		
町長(体育施設)または館長(公民館)が特に認めた場合	7割減額	5割減額
町内の学校教育、社会教育、社会福祉関係団体及び公共的団体が使用する場合	5割減額	廃止
町内のその他一般団体が使用する場合	5割減額	
町外の学校、児童・生徒、使用する場合	5割減額	
町外の学校教育、社会教育、社会福祉関係団体及び公共的団体使用する場合	3割減額	

※1) 学校教育関係団体とは、学校教育推進委員会・僻地複式教育研究連盟、・サークル協議会・特殊教育振興会・校長会・教頭会など。
 ※2) 社会教育関係団体とは、こども会・青年団体・女性団体・PTA・文化団体・体育団体・スポーツ少年団体・文化財保護団体など。
 ※3) 社会福祉関係団体とは、社会福祉協議会・ボランティア団体・更生保護団体・身体障害者団体・母子会・遺族会・高齢者団体・ウタリ協会など。
 ※4) 公共的団体とは、農業協同組合・漁業協同組合・森林組合・商工会など。
 ※5) 他町村の小学生との交流試合や大会等については、「社会教育関係団体が使用する場合」の規定を適用し、従来同様、5割減額とします。